佐賀市電気自動車充電設備等の整備事業に係る連携・協力に関する募集要領

1　趣旨

佐賀市（以下「本市」という。） は、2050 年のカーボンニュートラルを達成するため令和 2 年 10 月 20 日にゼロカーボンシティさがしを宣言し、脱炭素化の取組を進めてきた。運輸部門の対策については、化石燃料から電化への転換が必要不可欠であり、市有施設等に電気自動車（以下「EV」という。）充電設備等を導入することで利用環境の整備を行うとともに、EV の普及に努める必要がある。そのため、民間活力を活用し地域の脱炭素化とともに地域防災力の強化、地域魅力の向上を図り、持続可能な地域づくりを推進するために連携・協力する事業者を募集する。

2　事業名称

佐賀市電気自動車充電設備等の整備事業（以下「本事業」という。）

3　事業概要

本事業は、本市と連携協定を締結した事業者が、市有施設等の駐車場を活用し、EV が利用可能な充電設備（配線等の付帯設備等を含む。以下「EV 充電設備等」という。）を設置するものとする。

（１）事業者は、国の補助事業（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金）を活用し、EV 充電設備等を設置する。

（２）事業者は、連携協定の締結後、速やかに市有施設等の現地調査を行い、令和 7 年度から EV 充電設備等が運用開始できるよう本事業を実施する。

（３）EV 充電設備等の規格については、以下に相当するものとする。

① 急速充電設備：50kw 以上

② 普通充電設備：6kw 以上

（４）EV 充電設備等の設置数については、市有施設等の状況を考慮し、双方の協議により決定する。

（５）EV 充電設備等の利用により生じた電気料金は事業者が負担する。ただし、電気料金相当額を施設管理者等に精算する場合は、事業者が電気料金を負担したものとみなす。

（６）連携協定の有効期間満了に伴う EV 充電設備等の取扱いは、双方の協議により決定する。

（７）EV 充電設備等の設置・運用等に係る詳細事項については、双方の協議により決定する。

4　連携・協力事項

（１）EV 充電設備等の設置・普及に関すること

（２）クリーンエネルギー車の普及に関すること

（３）地域防災力の向上に関すること

（４）地域の魅力向上に関すること

（５）ゼロカーボンシティさがしの実現に向けた市民の意識醸成に関すること

（６）その他

5　対象事業者

（１）EV 充電設備等に関する知識、情報、技術等を有し、本事業に具体的な連携・協力ができる者であること。

（２）公共施設を対象としたEV 充電設備等の導入実績を有するものであること。

（３）EV 充電設備等の設計・設置・管理・運用等に係る一切の費用を、事業者負担で実施が可能である者であること。なお、急速充電設備等について一部、本市に費用負担を求める場合は、本募集要領７（１）②の提案事項により、具体的な金額等について明示すること。

（４）その他

連携協定の締結に応募する事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

② 応募期間内において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

③ 応募期間内において、国又は地方公共団体から指名停止等の措置を受けていない者であること。

④ 国税及び地方税の滞納がないこと。

⑤ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6　実施スケジュール

公募から連携協定の締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。

公募開始	令和 7 年 3 月 5 日（水）
質問の受付期限	令和 7 年 3 月 12 日（水）　15 時必着
質問の回答期限	令和 7 年 3 月 14 日（金）
応募書類の提出期限	令和 7 年 3 月 19 日（水）　15 時必着
結果の通知	令和 7 年 3 月下旬　　※予定
連携協定の締結	令和 7 年 4 月下旬　　※予定

7　応募方法等

応募する者は、以下の書類を期限までに提出する。

（１）応募書類

① 本事業に係る連携・協力に関する申請書（様式 1）

② 本事業に係る連携・協力に関する提案事項（様式 2）

③「会社概要」等、事業者の事業内容がわかる書類（様式任意）

（２）提出部数

各１部

（３）提出期限

令和７年３月 19 日（水）15 時【必着】

（４）提出方法

郵便又は持参

（５）質問の受付方法

本事業の募集に関する質問は、質問書（様式 3）により、令和７年３月 12 日（水）15 時までに電子メールにて行うこととし、口頭による質問は受け付けない。

（６）質問の回答方法

回答は、質問者の名称等を伏せた上で、令和７年３月 14 日（金）までに本市ホームページに掲載する。なお、回答内容は本募集要領等の追加又は修正とみなす。

（７）提出先等

〒840-8501

佐賀県佐賀市栄町１番１号

佐賀市環境政策課（佐賀市役所本庁１階）

E-mail：kankyoseisaku@city.saga.lg.jp

8　連携協定の締結

（１）本市は、複数の応募があった場合、書類審査等を行い、本募集要領３に定める事業概要が最も適切に実施できると判断した１者と連携協定を締結する。なお、応募書類の内容に疑義がある場合は、本市から応募者に確認する場合がある。また、審査内容等については公表しない。

（２）連携協定の有効期間は、連携協定を締結した日から最初の３月 31 日までとする。なお、有効期間満了日の 3 か月前までにいずれかから書面をもって本協定終了の意思表示をしないときは、有効期限満了日の翌日から１年間継続するものとし、その後も同様とする。

（３）連携協定の締結にあたっては、双方で協議した上で締結する。

9　連携協定の解除又は解約

（１）本市及び連携事業者は、双方の協議により連携協定を解除することができる。

（２）本市は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、連携協定を解除することができる。

① 連携事業者が、本募集要領５（４）に該当する場合

② 連携協定に基づき、連携事業者が実施する事業が、次に掲げるいずれかに該当する

場合

ア　連携事業者の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの

イ　政治的又は宗教的目的を有するもの

ウ　法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受ける必要があるもののうち、許可を受けていない役務、製品を提供するもの

エ　連携事業者の利益誘導のおそれのあるもの

オ　その他連携事業としてふさわしくないもの

③ その他本市が特に必要と認める場合

10　その他

この要領に定めのない事項については、協議の上、決定する。